

第34号 62.3.5

おもな内容

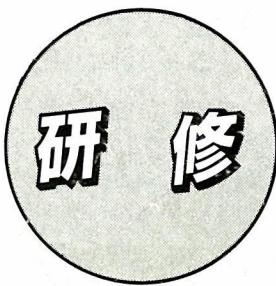
- 第4回定例会 ②
- 議会日誌 ③
- 意見書を議決 ④
- そこが聞きたい ⑤



かわべ 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会



さる2月12日、加茂・可児郡町村議会議長会の主催による議員研修会が美濃加茂市の可茂総合庁舎で開催されました。

この日は、岐阜県博覧会推進局長の篠田伸夫氏による「いま岐阜・そして未来博88へ」と題する講演が行われました。来年7月から開催予定の「ぎふ中部未来博覧会」の目指すもの、またイベント等の展開方法などについて話があり、加茂・可児郡内の約130名の議員は、熱心に受講いたしました。

第4回 定例会

廃棄物条例の全部改正などを可決

一般会計の総額は23億8,048万円に

昨年九月以降からの異常気象により降雨量が極端に少なく、止水道の申し込みが急増しました。これに伴い水管の布設がなされていないところについての水管の延長が緊急必要となり、止むを得ず水道会計の補正予算の

専決処分の承認を求める
ことについて（昭和
六十一年度水道事業会
計補正予算）

水道の申し込み急増に
より管延長が緊急必要

川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(一)



本町職員の退職手当の支給に関する事務については、本組合に加入している県下他市町村とともに共同処理されています。今回の改正は、昭和六十二年四月一日から揖斐郡徳山村が廢村となり藤橋村に編入されるとともなう一部改正で、議会において承認されました。

徳山村が廃村となる一部改正

岐阜県市町村職員退職
手当組合規約の一部を
改正する規約

託により処理しているゴミを除き、市町村が直接処理していくなり、し尿について処理料金を条例により定めることは法的に不適当であることをふまえ、県の準則に沿って本町の条例を全面改正を行いました。

県の準則に沿つて条例を全面改正

5 日	土木委員会協議会開催。 61年度一般会計	総務文教委員会協議会開催。 61年度一般会計補正予算等について協議	厚生経済委員会協議会開催。 会計補正予算等について協議	連合福寿会研修会に議長出席	議会報編集委員会開催。 33号発行の協議会議長出席	長出席(七宗町)
22 日	21 日	21 日	21 日	21 日	21 日	21 日

議會日誌

11月16日
1月30日

昭和六十一年度一般会計補正予算(第三号)

町道改良用地買収費などを追加補正

総額三千六百三十六万三千円の増額補正で、歳入歳出それぞれの内訳は次のとおりです。

【歳入】	分担金・負担金	(単位千円)
国庫支出金	二二、七二四	二二、七二四
県支出金	四〇〇	四〇〇
繰越金	三、四四七	三、四四七
寄附金	八、七九二	八、七九二
歳出	二、〇〇〇	二、〇〇〇
(単位千円)		

(単位千円)

一一〇〇〇

三四四七

二二四

単立千円

總務費	三、四五五
民生費	三一〇
衛生費	六七八
農林水產業費	二一一
土木費	三一、四六三
教育費	二四七
なお、補正の主な内容はまず 歳入においては、	

公共急傾斜工事分担金九十万円、道路改良に伴う土地買収費及び補償費に対する負担金二千八十二万四千円、急傾斜地崩壊防止対策事業原補助金三百八十六万二千円、前年度繰越金八百七十九万二千円、庁舎備品購入費附金二百万円などとなつています。

次に歳出においては、福島第
二公民館改築補助金三十万円、
市舎備品購入費二百万円、ガン

予防関係備品購入費二十六万円
町道改良用地買収費一千五百七十一万七千円、道路改良に伴う移転等補償費五百十万七千円、可児・金山線改良事業負担金外二百五十五万四千円、公共急傾斜崩壊防止施設工事負担金四百万円などとなっています。

今回の補正により、昭和六十一年度一般会計の総額は二十三億九千七百十万元となりました。

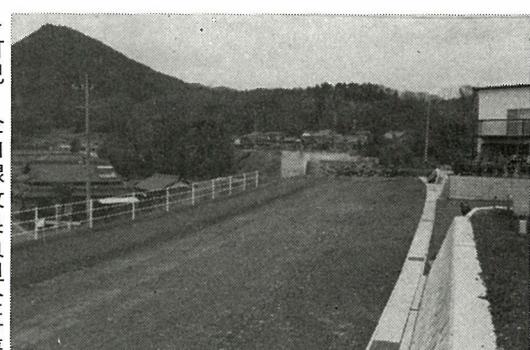
退職者医療費の大幅な伸びによる補正

歳入歳出それに一千二百七十三万一千円を追加し、総額を四億四千百七十一万三千円としました。

今回の補正は、退職者医療費が当初見込みの積算額より大幅に伸びている現況から、療養給付費で九百五十一万五千円、高額療養費で三百二十一万六千円の増額を行ったのです。

昭和六十一年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

▶可児・金山線改良負担金事業
(福島地内)



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与に関するべースアップについては、人事院勧告どおり完全実施する旨の決定がなされ、先の国会において関係法案が可決されました。本町職員の給与についても、人事院勧告に基づき平均二・四%のアップとなりました。

昭和六十一年度一般会
計補正予算(第四号)

歳入歳出それぞれ一千六百六十一万九千円を減額し、総額を二十三億八千四十八万一千円としました。

二件の意見書を議決

政府関係機関へ送付

第四回定例会において、議員提案による「義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書」など三件が提出され、いずれも全会一致で可決し、内閣総理大臣はじめ政府関係機関へ送付しました。意見書の内容は次のとおりです。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

提出者 福田 雅良
松岡 要
林 武男
日下部 信夫
桜井 道夫

である。

よつて、政府におかれでは、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員等に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先＝内閣総理大臣、大蔵・文部・自治の各大臣

政府は昭和六十二年度予算の編成に当たつて、財政負担の軽減を図るために義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、公立小学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を初め、共済費、恩給費等の国庫負担の削減を検討している。

しかるに、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすもの

国は、明年度の予算編成に当たり、公共事業費の国庫補助負担率を更に引き下げるこ

討されているが、これは国会審議における政府の答弁及び「今後三年間は、国・地方間の財政関係を基本的に変更するような措置は講じない」とする大蔵・自治両省の覚書を踏みにじるものであり、しかも地方財政の現状を無視して地方公共団体に財政負担を転嫁するものにほかならない。

このような負担転嫁は、国と地方との間の相互信頼関係を根底からくつがえす重大な措置であり、誠に遺憾にたえない。

よつて、このような措置は絶対にとらないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先＝大蔵・建設各省及び政府関係機関

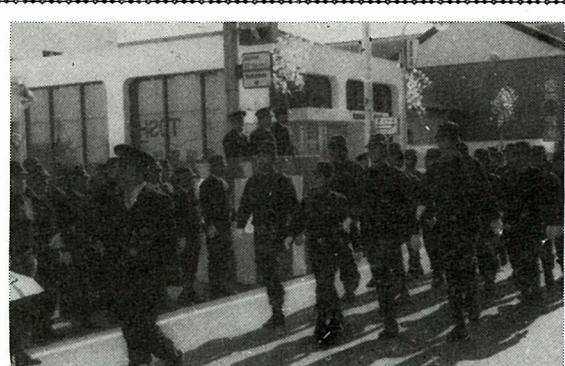
國民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する意見書

提出者 酒向芳喜
井上 増一
馬場 亨
吉田 岩雄
井戸 徳

このように、国の負担軽減のみを意図する都道府県負担の導入は、国保行政に対する国の責任を単に地方に転嫁するに過ぎないものであるので、このような措置に対し断固反対するものである。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先＝大蔵・厚生各省及び政府関係機関



◀消防出初め式―市中パレード

30日	21日	20日
多治見市外十四市町 村伝染病予防組合議會へ議長出席 (多治見市)	議会全員協議会開催	可児・加茂郡議長会 (美濃加茂市)
名濃バイパス建設に 上の都合で軽々に制度変更をするべきではなく、また国保財政に地方一般財源を投入することは他の保険制度とのバランスを欠くこととなり、極めて不適当である。	商工会懇談会に副議長出席	木曽川右岸用水協議会に議長出席

19日 町民憲章制定委員会に議長出席

木曽川右岸用水協議会に議長出席

一 般 質 問

そこが聞きたい

十二月定例会の一般質問は、最終日の二十日に行われ、二人の議員から当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針を質問しました。

その質問と答弁は次のとおりですが、内容については第一回目の質問、答弁であり、紙面の都合により要約してあります。

渡辺節夫議員

下麻生駅の委託営業についてご尽力願いたい

高山線下麻生駅舎並びにそれに附帯する用地を大豊製紙株式会社が名古屋鉄道管理局から借り受け、委託営業や会社の事務所として使用し、川辺町のために少しでも貢献したいとのこと。この実現についてご尽力願いたい。

民間企業への委託はできない——国鉄の回答

問 町道一〇二号の道路及び側溝の改修を

下麻生駅の神戸商店前と下麻生寺町水神社に設置されている川辺御座野の神戸商店前と下麻生寺町水神社に設置される消火栓は現在その周辺には上火には使用不可能の状況であるので設置についてお願いしたい。

現地を調査し、対策面を検討したい

調査し、再検討していきたい



下麻生下タ町の民家密集地

答（土木課長）ご指摘の未整備箇所については現地を調査し検討していきたい。

消火栓の設置についてお願いしたい

問 下麻生下タ町の町道一〇三三号、国道四十一号川沿いの街並み付近は民家の密集地である。

消火栓は現在その周辺には上火には使用不可能の状況であるので設置についてお願いしたい。

辻 武史議員

岐環協の行動と、し尿汲み取り料金について

岐環協（岐阜県環境整備事業協同組合）が多くのバキュームカーで川辺町へ押しかけ、庁舎になだれ込んだことは周知のところである。その後県下百市町村が岐環協に一方的に呼びつけられ、値上げを押しつけられたという状況であり、これらの問題についていくつかの質問を行いたい。

問 岐環協が本町へ押しかけたとき町の執行部は、き然とした態度で臨まれ非常に共感を呼んだが、その後町内の業者に対応をまかせ、孤立無援の状

態にした、きらいはなかつたか。岐環協は、業者間の内部の問題について町は行政指導せよ、ということで本町へ来たが、町としては業者間関与することではないので、あくまで業者間において円満に解決していただきたいということを指導してきたので、ご理解願いたい。

答（総務課長）消火栓の設置については、消防法の規定による消防水利の基準というものが有る。これに基づいて防火対象物から大体百二十メートルを基準として消火栓百五十五か所、四十立方メートル以上の防火水槽が三十九か所設置され、その該当には概ね網羅されているが、再度調査し検討していきたい。

辻 武史議員

問 今回の値上げが、他の市町村はともかく、川辺町に限って検討すれば、控え目な試算で十八リットルで三十五円の値上げといふことは、一般家庭で二百リットルから三百リットルの便槽で一回の汲み取りで平均五百円の値上げとなる。

そして、六人家族で年間五千円位は確実に増えることになりこのことは、一般家庭にとって負担増となると思うがどうか。

答（住民課長）今日、円高による経済状況は悪化を招き、多くの大企業でさえ人員を削減し企業の合理化を進めている状況である。こうした不安定な経済

状況が続いているだけに、一般家庭においても生活の負担増とはよくわかる。

ご指摘のことについては、県

かわべ議会報 No.34

下全市町村の問題でもあるので、今後においても県の指導を受けながら関係町村と十分検討し、対策を考えていきたい。

問 川辺町のし尿汲み取り料金については、あくまで本町の該当業者と町当局が相手の具体的な要求や町特有の条件を踏まえ、互いの要求や問題を出し合つて対等な立場で交渉するのが

本筋で、値上げ交渉の窓口を岐環協というのはおかしいと思うがどうか。

また、県下百市町村の値上げ交渉の窓口が一本となり、一方的な呼びつけと押しつけで決められた今回の値上げ。こうしたことは、今後大きな不安を残すと思うがどうか。

答（住民課長） 基本的には、そういうことであるが、料金の交渉について地元業者は一応岐環協へ委任しているということがあるのでご理解願いたい。

問 今回の条例（川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例）の全部改正も岐環協が厚生省通達をたてにとつての結果と思われる。汲み取りという業態は固有の業務であり、本町の場合ほんどの家庭で汲み取りが行われる。

濃いものがある。本来なら、やはり直営が望ましいが、今日の状勢からいって、せめて委託扱いの方向で考えられいか。

答（住民課長）汲み取りを業者に委託する以上は、その業者が岐環協組合の一員であるとすれば、現在と変わらない形になるとと思われる。

委託した場合を考えると、料金については町の方で一般家庭から徴収し、一旦は町の収入とし、それから業者の方へ委託料として支払うことになるが、事務的にも十分な検討が必要であると思う。

比久見藤ノ木ため池の
処分について

問 本来なら得難い広大な土地を町当局が進んで手放すような、土地改良法に基づく処分は納得できない。町有地としての固有の権利を主張すべきであると思うがどうか。

比久見区並びに工区の
要望によるもの

答（町長）土地改良法に基づいて、実施されているが行政サイドにおいても比久見区並びに比久見工区と話し合いをし、東

小学校のグランド拡張をはじめ
いくつかの点が区、工区から提出されて
いるが早急に立案されたいと
いうことをお願いしてい
るもので町が進んでやつたと
うことではない。農民の先祖の
皆さんのお意志を継がれて、比々
見区及び工区の皆さんのお望
みに基づいての実施であるので、ご
理解願いたい。

土木行政について問う

町の指名業者が四社で、
つた状態は何年間も続いたが、
それはいつからであり、そして
現在の五社になつたのはいつか
らか。

土木行政について問う

入札の全てを網羅した入札結果報告書というのを、議会にこのつど提出することを要求したいがどうか。

現在指名業者は五社であるが増やす検討も

の五年間ぐらいであったと思う
そして、現在の五社は昭和六年
年からである。

を設けて、指名競争参加資格査申請書の提出を求めていた。

容等をよく審査し、業者を選定しているが、この指名競争参加申請書が提出されれば、経営内容等をよく審査し、増すこととも検討していきたい。

多数業者による入札参加、競争は町にとつてもプラス面があるのではないかという点については、現在町の土木事業も道路維持的な事業が多く、規模が小さいために地元中小



編集後記

実施している状況である。入札を二回に分けた理由であるが、これは事業規模により、町における事業実績の多い業者、少ない業者があり、こうした関係から分けたものである。特に実績の少ない業者については、工事内容等をよく検討し今後、指導対応していきたい。

落札業者が町外業者に請負わせることが多いということであるが、これは業者間の内部的な問題がある。町が指導勧告までするということは難しいと思うが、できるだけ落札業者自身が実施するよう指導していきたいと思う。

入札の結果については、告示して土木課において公示をしているので来て、見ていただければよいかと思う。